

騒音規制法で規定されている特定施設（騒音規制法施行令別表第 1）

特定施設			規模要件等
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294kN 以上のもの
		ヘ セン断機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上のもの
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤフォーマーマシン	
		リ ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く
		ヌ タンブラー	
		ル 切断機	といしを用いるもの
2	空気圧縮機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
	送風機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機		原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のもの
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	穀物用製粉機		ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のもの
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
		ハ 碎木機	
		ニ 帯のご盤	材用のものは原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
		ホ 丸のご盤	製材用のものには原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
		ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの
8	抄紙機		
9	印刷機械		原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機		ジョルト式のもの

※移動式のものは特定施設から除外されますが、移動式であっても台座が固定されるものは特定施設になり得ます。

佐賀県条例で規定されている特定施設（佐賀県環境の保全と創造に関する条例）

佐賀県では、騒音規制法で定めてある特定施設に加えて、2種類の施設を特定施設として定めています。設置等される場合は、住民環境課（環境係）まで届出が必要です。

県条例対象特定施設		規模要件等
1	コンクリートブロックマシン	騒音規制法に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの
2	クーリングタワー	原動機の定格出力が 33.75kW 以上のもので、騒音規制法に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの